

す。JALの不当解雇は命を守ることを投げ捨てた行為だと思えます。」



日本年金機構事務局長 金機 行時
全厚生闘争団 國枝事務局長 金機 行時
雇された

全厚生闘争団 國枝事務局長 金機 行時
雇された
次長からは、「経験者がいなくなつて、安心して暮らせる年金が実現するでしょうか。空の安全を指すJALの人達と同じ思いです。思いを一つにして職場に戻りましょう。」

その後、参加原告をバツクに内田・山口両原告団 団長から決意表明があり、最後は全労協全国一般東部労組菅野委員長の若々しく力強い団結頑張ろう！で閉会しました。

当日会場で早速41件(47口)の入会申し込みをいただきました。目標達成をめざして是非会員

の方から職場やお知り合いの方へ会員拡大をお願いいたします。

宮里先生のお話(要旨)

JALの整理解雇闘争の闘いは、労働運動として見るならば、2つの点で重要な意味を持つてい



宮里労働弁護団会長

る。

一つは、労働者が長年に渡つて、闘いの中で形成してきた整理解雇制限の法理いわゆる整理解雇4要件を守らせることができるのかという意味である。

整理解雇4要件と簡単に言うが、この4要件を獲得するまでに、どれだけの整理解雇反対闘争の積み重ねがあつたか、ようやくにして私たちは解

雇自由攻撃に対して、この法理を獲得したのである。決して十分な法理とは言えないが、それでも経営者は整理解雇4要件は、使用者にとつて解雇規制として厳しすぎるという批判をしている。

会社更生法下における整理解雇、あるいは民事再生法下における整理解雇については、通常の整理解雇とは違う、裁判所の監視下に置かれている整理解雇なので、整理解雇4要件は適用されるべきではないとか、大幅に緩和して適用するのだという意見は強く主張されている。

整理解雇の要件を弱めようという企ては一貫してある。使用者はそもそも解雇は自由だと、よつほどのことがない限り解雇は制限されないんだという主張を基本的に持っている。

この基本的な主張が折に触れて、繰り返し出て

くる。解雇した人にお金を払えば、解雇訴訟を終わらせることができるという解雇の金銭解決制度もその歩みである。

社会的に注目を集めているJALの整理解雇において、もしも整理解雇は緩やかでもいいと、会社更生法下にあつてはなお緩やかでもいいという判決



が出たら、経営をものすごく激励することになる。JALの闘っている皆さんにとつてももちろん重要だが、全ての労働者にとつて、整理解雇4要件という雇用保障の法理を、JALの整理解雇闘争において、我々は守ることができるといふことが、全ての労働者、労働運動の課題だろうと思う。

この整理解雇しかも大企業の大量の整理解雇の中で、整理解雇要件が厳格に適用されるといふ結果を、私達が勝ちとることができれば、整理解雇や様々な攻撃の中で闘っている労働者、労働組合を大きく励ますことになるだろうと思う。

11月原告団の活動

各労組・集会において支援要請、支える会入会要請を行いました。

8日 練馬全労協常任幹

事会・全印総連勝たせる会総会・北海道内自治労各労組(12日)

9日 京王新労組都労委・荒川区労評幹事会・争議支援中央総行動オ

10日 交連共闘中央行動・京都賞宣伝行動・タケ

11日 国労千葉地区集会・川崎全国港湾定期大会

12日 金融労連女性の集い・国労新橋支部定期

13日 歌声灯火新宿店・松山つたこえ・北海道内自治

14日 愛媛東予地区各労組

16日 京都総評決起集会

17日 J A 京都争議東京高裁判決傍聴・社保庁

18日 全横浜港湾定期大会・全労協全国一般東

京労組傘下労組・千葉県内各労組・調布駅前

19日 日本の歌声祭典イン

20日 石川島播磨差別をなくす会総会

21日 品川駅頭宣伝行動・日赤廣瀬さん進行協議

22日 農民連見本市・荒川区労評大会

23日 千葉権利討論集会・東京労連女性センター

24日 J A L の組合潰しを許さない!東京集会・

25日 秋の争議支援中央総行動・松山争議支援行動

26日 福岡支援共闘会議決起集会・東京地評討

論集会・全税関東京最高裁10周年の集い・目

全労協定期大会・東京全労協大会・全国クレ

28日 あかつき印刷労組

29日 許すな子会社潰し・日航に雇用を求める決

30日 日航本社前宣伝行

動・国労市川地区集会・大田区労連学習会・大

賛同人の方々

赤松宏一(原水爆禁止日本協議会代表幹事)・浅生卯一

今後の予定
12月6日(木) 「勝ち取る!勝利判決・取り戻そう職場へ」
12月19日(月) 乗員裁判結審
12月21日(水) 客乗裁判結審
12月26日(月) 日航本社前(天王洲アイル)宣伝行動

(元都立大学教員)・岩崎徹(札幌大学経済学部教授)・宇賀神直(弁護士)・浦野広明(立正大学法学部客員教授)・江森民夫(弁護士)・大川隆司(弁護士)・かながわ市民オ

<支える会体制>

【代表世話人】

浅倉むつ子(早稲田大学教授)
宮里邦雄(日本労働弁護団会長)
脇田 茂(龍谷大学教授)
(あいうえお順)

【運営委員会・事務局】

運営委員 玉田雅也(全国港湾)
同 井上 久(全労連)
同 遠藤一郎(全労協)
同 竹島昌宏(航空連)
事務局長 柚木康子(昭和シエル労組)
同 次長 中原純子(全国一般東京労組)
同 次長 原田洋一(元国労東京闘争団)
同 次長 藤田由美子(客乗原告)
同 次長 鈴木圭子(客乗原告)
同 次長 斉藤晃(乗員原告)

【アドバイザー】

熊谷金道
山下俊幸

則(元公立高校長・不戦兵士市民の会)・木村愛子・熊澤芳久雄(東京大学名誉教授)・栗岩恵一(全国勤労者スキー協議会会長・元アルペンスキーWC選手)・黒岩哲彦(弁護士)・高史明(作家)・小関傳六(弁護士)・小林保夫(弁護士)・小松健一(写真家)・今重一(弁護士)・坂本福子(弁護士)・桜井徹(日本大学教授)・佐々木昭三(労働運動総合研究所常任理事)・笹山尚人(弁護士)・佐藤昭夫(早稲田大学名誉教授)・佐藤清(社会福祉法人

やすらぎ福祉会理事長)・佐藤欣哉(弁護士)・佐藤敬二(立命館大学教授)・佐藤勉(弁護士)・佐藤哲之(弁護士)・佐藤秀夫(弁護士)・佐藤博文(弁護士)・澤田章子(文芸評論家)・志田なや子(弁護士)・篠原義仁(弁護士)・柴田弘捷(専修大学人間科学部教授)・清水洋二(弁護士)・志村新(弁護士)・下山房雄(九州大学名誉教授)・白石光征(弁護士)・杉本朗(弁護士)・杉山茂雄(弁護士)・鈴木良(元立命館大学教授)・警賢一郎(弁護士)・

清山玲(茨城大学教授)・関本秀治(税理士)・千田忠男(同志社大学教授)・高木一彦(弁護士)・高木輝雄(弁護士)・高橋敬(弁護士)・高橋敬幸(弁護士)・鳥取県弁護士会会長)・竹内俊(広島修道大学大学院法務研究科教授)・武田隆雄(日本山妙法寺僧侶)・武田芳彦(弁護士)・田島一(作家)・日本民主主義文学会副会長)・近松順一(茨城大学名誉教授)・津上忠(元劇作家)・辻村一郎(同志社大学名誉教授)・土田文子(弁護士)・寺沢達夫(弁護士)・土井

学名誉教授)・中丸素明(弁護士)・中村和雄(弁護士)・中村万子(中央大学名誉教授)・中村有三(静岡県保険医協会顧問)・中山和久(早稲田大学名誉教授)・那須稔(青森保健生活協同組合職員)・難波正二(大阪エスプレント会委員)・西本徹(弁護士)・野田正彰(関西学院大学教授)・橋本敦(弁護士)・浜田章作(日本労働法学会会員)・元鳥取短大助教)・鳥取県革新懇代表世話人)・浜林正夫(一橋大学名誉教授)・林直道(大阪市立大学名誉教授)・晴山一穂(専修大学大学院法務研究科教授)・平沼高(明治大学教授)・平野治和(光陽生協病院院長)・広田次男(福島原発被害弁護団共同代表)・藤田秀雄(立正大学名誉教授)・古澤潤(画家)・細川汀(労働医学研究者)・元京都府立大教授)・細見茂(弁護士)・前田達男(金沢大学名誉教授)・松井栄一(高知大学名誉教授)・松野迅(ヴァイオリニスト)・馬渡耕史(鹿児島県協賛院長)・三上満(教育家)・三谷晃

(医師)・三井斌友(名古屋大学名誉教授)・峰岸純夫(都立大学名誉教授)・美馬孝人(北海道大学名誉教授)・三宅明正(千葉大学教授)・宮本平一(弁護士)・向井智志(医師)・村上恭介(ジャーナリスト)・村田尚紀(関西大学教授)・毛利正道(弁護士)・森英樹(名古屋大学名誉教授)・守川幸男(弁護士)・守谷武子(日本婦人団体連合会顧問)・諸井昭二(音楽家(作曲・指揮))・山口逸郎(映画製作者)・山崎恭男(座間小児科院長)・山田忠行(弁護士)・山中敏裕(日本大学准教授)・山本補将(元専修大学北海道短大教授)・山本亘(俳優)・山家悠紀夫(暮らしと経済研究室)・湯本誠(札幌学院大学教授)・吉田健一(弁護士)・吉田美喜夫(立命館大学法科大学院教授)・吉原稔(弁護士)・米田貢(日本科学者会議事務局長)・中央大学教授)・脇山拓(弁護士)・和田肇(名古屋大学教授)・渡辺勝義(詩人)

大助(詩人会議顧問)・土井敏彦(内科医)・東垣内清(弁護士)・東郷久(大阪経済法科大学経済学部教授)・藤内和公(岡山大学教授)・富田武生(弁護士)・鳥畑与一(静岡大学教授)・永尾廣久(弁護士)・中西基(弁護士)・長淵満男(甲南大

敬称略・あいうえお順

11月25日現在159名